



週間情報



No.2722

発行日 平成27年6月9日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

消防本部の動き

行事

◆ 防火・防災授業を実施

岩見沢地区消防事務組合消防本部（北海道）

岩見沢地区消防事務組合消防本部では、平成27年5月7日（木）、岩見沢市内の幌向小学校において、防火・防災授業を実施しました。

小学校4年生時から防火・防災授業が開始されることに伴い、消防本部職員が講師として座学と実技による授業を実施しました。座学ではスライドを用いて災害の種類や避難の方法、地域防災計画に指定された避難所、過去に地域で起こった実際の災害について説明を行い、実技では誘導灯や防火戸等、避難設備を活用した有効な避難方法について説明を行ったのち、空き教室を使用しスモークマシンによる濃煙を体験しました。

児童の理解度は高く、教職員からも学童期における自己判断による避難の確立に有効であったとの感想を得ました。

今後は、管内全小学校を対象に実施を予定しています。



【防火・防災授業の様子】

◆ ちびっこ防火コンサートを実施

千葉市消防局（千葉）

千葉市消防局では、平成27年5月8日（金）、市内の特別支援学校へ消防音楽隊が訪問して、ちびっこ防火コンサートを開催しました。

このコンサートは、こどもの日にちなみ、毎年5月に訪問演奏活動を通じて消防広報を実施しています。

生徒と先生400人の温かい拍手に迎えられ、防火や救急の話を熱心に聞いていただきながら、ひと時を音楽隊と一緒に過ごしました。今年も、子ども達の元気な明るい声や笑顔、時には涙にも包まれて大盛況に終わりました。



【ちびっこ防火コンサートの様子】

訓 練

◆ 山火事予防運動に伴う予防啓発と地水利把握訓練を実施

池田市消防本部（大阪）

池田市消防本部では、平成27年4月16日（木）、17日（金）及び21日（火）の3日間、管内にある五月山において、当市独自で推進する山火事予防運動に伴う予防啓発と地水利及び目標物把握訓練を実施しました。

五月山を4つのルートで登山し、ハイキングコース及びその周囲の地形を把握するとともに、コース途中に設置されている山火事予防啓発看板の現状確認を行いました。また、入山者に対してタバコのポイ捨て禁止啓発ティッシュを配布し、直接山火事予防を呼びかけました。

春の行楽シーズンを迎え、入山者の増加や気象的にも山火事が多発が予想される時季であることから、消防事故が発生した際に迅速、効率的に活動できるようにハイキングコース等の山道を再確認しました。



【訓練の様子】

研 修 等

◆ 新規採用職員OFF-JT (off the job-training) 研修を実施

山武郡市広域行政組合消防本部 (千葉)

山武郡市広域行政組合消防本部では、平成27年度に19名の職員を採用し、そのうちの12名を対象に(7名にあっては千葉県消防学校初任科へ入校)平成27年4月2日(木)から5月1日(金)までの約1か月間、中央消防署訓練施設において、OFF-JT研修を実施しました。

訓練礼式から始まり、各種資機(器)材取扱訓練、消防活動訓練、救急活動訓練等を実施したほか、研修終盤には意見発表や消防長査閲を行い、充実した1か月となりました。



【OFF-JT研修の様子】

◆ 商工会議所会員事業所新入社員への講習を実施

松原市消防本部 (大阪)

松原市消防本部では、平成27年4月10日(金)、松原商工会議所会員事業所新入社員(10社49名)に対し、普通救命講習Iを実施しました。

この講習に参加し受講された方は「救命の大切さを改めて感じた。救命活動を行うことで社会復帰率が向上すると教わったので、万が一、人命救助の場に遭遇した際は今回の講習で学んだことを生かしたい。」と話していました。

「みんなでつくる安心・安全なまちづくり」を目指し、一人一人が自らできる予防活動や、事業所及び行政における救護活動を推進し、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの実現を市民の皆様とともに進めていきます。



【講習の様子】

◆ 平成27年度田川郡町村中堅（係長級）職員防災教養研修を実施

田川地区消防本部（福岡）

田川地区消防本部では、平成27年4月16日（木）、17日（金）、香春町役場（フレッシュワークかわら）において、構成町村中堅（係長級）職員に対して、地域住民のリーダーとしての管理監督的な防災教育及び必要な規律や礼節を再認識させ、災害時等における適応能力の向上を図るための研修を実施しました。

【研修内容】

○東日本大震災における緊急消防援助隊の活動について、○普通救命講習Ⅰ（AED取扱い、心肺蘇生法（訓練及び実技テスト））、○防火管理及び消防用設備等について（屋内消火栓、消火器、自動火災報知設備、避難誘導要領）、○危険物関係講習、○地震に関する講習、○訓練礼式、集団行動（規律心を養い、確実軽快な動作訓練）



【各講習状況】



【訓練礼式（集団行動）の様子】

その他

◆ 救助活動に対する消防総監感謝状の伝達式を実施

東京消防庁（東京）

東京消防庁葛西消防署では、平成27年5月1日（金）、東京日野自動車株式会社江戸川支店に対する消防総監感謝状の伝達式を行いました。

この感謝状伝達式は、4月16日に江戸川区内の交差点で発生した乗用車と自転車の交通事故現場において、現場近くの東京日野自動車株式会社江戸川支店に勤務する社員約10名が、事故を目撃した社員の「車の下に人がいる！」との声で現場に直行し、乗用車を持ち上げて車両下部に挟まれていた女性を救助した功労に対して行われました。

社員からは「現場に駆けつけた時は、自然と体が動いていました。『助けなければ！』という強い気持ちで社員一丸となって救助ができて、嬉しさと達成感を感じました。」「これからも災害などに遭遇した時には、積極的に行動して社会に貢献していきたいです。」との頼もしい意見がありました。



【消防総監感謝状伝達式の様子】

◆ 迅速な救命活動に対して感謝状を贈呈

湖南広域消防局では、平成27年5月8日(金)、北消防署において、心肺停止状態の男性を迅速・適切な救命活動により救助した辻正史さん、宮脇重光さん、野村昌和さんに北消防署長から感謝状を贈呈しました。

今年3月、北消防署管内(守山市)の事業所で突然意識を失った男性を、偶然居合わせた3名が協力して119番通報、心肺蘇生の実施、AEDの活用などにより迅速に処置され、救急隊及びドクターカーが到着するまでに自己心拍と呼吸を再開させたものです。

当消防局では、今回のような社会復帰事例をもとに、今後も救命率向上に向けた取り組みを推進します。

湖南広域消防局(滋賀)



【迅速な救命活動に対して感謝状を贈呈】

◆ 地域防災協議会を設立

松山市消防局では、平成27年5月15日(金)、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を踏まえ、当市の地域防災に寄与する行政機関・消防団及び自主防災組織・女性防火クラブ・企業の防火連絡協議会等の団体が相互に連携し、総合的な地域防災力の強化に取り組む新たな体制として全国的に類を見ない「地域防災協議会」の設立総会・理事会を開催しました。

この協議会は、従来縦割りであった各団体が連携することによって、総合的な地域防災力の向上を図り、近い将来、発生が予想される大規模災害に備え、避難対策や避難所運営などの共助・公助をより円滑に実施できるよう設置したものです。

今後も各団体との連携をさらに強化し、大規模災害に備えます。

松山市消防局(愛媛)



【松山市地域防災協議会 設立総会・理事会の様子】

国等の動き

消防庁通知等

◆ 平成26年中の危険物に係る事故に関する執務資料の送付について（通知） （5月29日、消防危第122号）

危険物保安室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

今般、平成26年中の危険物に係る事故の概要が別添のとおりまとめられました。それにあわせ、下記（省略）のとおり、平成26年中の危険物に係る事故の主なポイント、指導上の留意事項等を取りまとめましたので、執務上の参考として下さい。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2705/pdf/270529_syobouki122.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】危険物保安室
担当：清水、水野

◆ 救急業務実施時における交通事故防止の徹底について（6月1日、消防救第68号）

救急企画室長より、各都道府県消防防災主管部（局）長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

今般、傷病者を病院へ搬送中であつた救急車が交通事故の当事者となる事案や、現場に到着した際に傷病者を負傷させるといった事案が連続して発生しました。

こうした事案は、傷病者を医療機関へ緊急に搬送するという救急業務に極めて重大な影響を生じさせることとなります。また、このような事案が続くことは、消防に対する国民の信頼を損なうものであり、再発防止を図っていかねばなりません。

貴職におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、改めて、交通関係法令の遵守と内部規程等で定める緊急車両運行要領等の遵守を通じて、交通事故防止に万全を期すとともに、事故発生時における適切な対応が図られるよう、周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【参考資料】

○ 警防活動時等における安全管理マニュアル（平成26年3月消防庁）

<http://open.fdma.go.jp/hiyarihatto/juyo/anzenkanri/anzenkanri.pdf>

○ 事故事例集「消防庁ヒヤリハットベース」

<http://open.fdma.go.jp/hiyarihatto/>

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2706/pdf/270601_kyukyuu.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】救急企画室
担当：上條課長補佐、新田係長、濱砂事務官

◆ **エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について（6月2日、消防予第220号）**

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

標記の件については、「エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について」（平成26年7月15日付け消防予第281号）により注意喚起をお願いしているところですが、下記対象製品（省略）については、これまでに約65,000本が回収されており、近年は事故認知件数も減少傾向となっております。（別添1（省略）「エアゾール式簡易消火具の製品事故の状況」参照）

一方で、引き続き下記対象製品に係る破裂事故が確認されていることから、各機関におかれましては、下記事項（省略）に留意し、引き続き注意喚起をお願いします。

また、破裂事故を覚知した場合は、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年3月31日付け消防予第156号 消防危第50号）及び「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年6月7日付け事務連絡）に基づき、報告をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2706/pdf/270602_yo220.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課予防係
担当：齋藤、森野

報道発表

◆ **「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催（6月5日、消防庁）**

今日、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等大規模地震の発生が危惧されています。また、昨年の広島市の土砂災害や御嶽山の噴火、先日の口永良部島の噴火など、各地で大規模な災害が相次いでいます。このような災害等危機事態において、市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要です。

このため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、消防庁では、昨年に続き、全国の市長を対象としたセミナーを開催します。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/06/270605_houdou_2.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

国民保護・防災部防災課国民保護運用室
担当：加藤補佐、福村事務官、植村事務官

◆ 「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施
(6月5日、消防庁)

石油コンビナート等における特定事業所においては、爆発や火災等の事故や災害に対応するため、防災要員や消防車等の必要な資機材を備えた自衛防災組織が置かれています。

この自衛防災組織の技能及び士気の向上を図り、防災体制を充実強化することを目的として、本年も、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を実施しますので、公表します。(以下省略)

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/06/270605_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】特殊災害室
担当：宮崎、大川

◆ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果及び省令の公布(6月5日、消防庁)

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)の内容について、平成27年4月11日から平成27年5月15日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。また、意見募集の結果を踏まえて、本日、当該省令を公布しました。(以下省略)

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/06/270605_houdou_3.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】危険物保安室
担当：近藤補佐、佐藤係長

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/te1.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp